

3 月 定 例 教 育 委 員 会 報 告

1 開催日時

平成31年3月22日(金) 13:30～16:20

2 出席者

委員 佐古 順子

渡邊 敬

村川 一恵

嶋崎 真英

中嶋 剛

教育長 遠藤 雅己

事務局

教育政策監 丸山 克彦 教育次長 吉村 武史

教育総務課長 三岳 和裕

教育総務課参事(学校給食センター所長) 畑田 憲一

学校教育課長 江浪 俊彦 学校教育課参事 高木 修

社会教育課長 喜々津 武利 図書館長 鈴川 章子

社会教育課参事(新図書館整備室長) 松山 敬之

文化振興課長 大野 安生 教育総務課課長補佐 山崎 喜一郎

3 議事

《議案》

第11号議案 大村市教育委員会の点検・評価報告について

第12号議案 平成31年度重点目標について

第13号議案 専決処分の承認について(「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」(仮称)建築主体工事等委託に係る工事委託契約の変更についての平成31年3月定例市議会への提出

議案の原案について)

第14条議案 文化財の指定について(八幡結社の懸仏)

第15号議案 文化財の指定について(阿金法印五輪塔)

第16号議案 人事案件について

《協議・報告事項》

2020年度からの三学期制移行内容について

4 議事録

教育長	<p>ただ今から平成31年3月教育委員会定例会を開催します。 本日の会議は定足数に達しております。 会議に先立ちまして委員の皆様にお諮りします。 第16号議案は、人事に関する議案となっておりますので、秘密会議とし、議事日程の最後にしたいと思っておりますが、議事日程及び秘密会議の取り扱いについて、ご異議ありませんでしょうか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>ご異議ありませんので、そのとおりに取扱わせていただきます。 議事日程1、前回会議録の承認を議題といたします。原案のとおり会議録を承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>ご異議ありませんので、承認することとします。 議事日程2、教育長報告を行います。 3月ですが3月8日に自衛隊の入隊予定者の激励会がありましたので、今年は私が参加してまいりました。毎年、家族会の方から出席については是非お願いしたいとの要望がっております。家族会代表の方からも、今後も教育委員会の支援をお願いしたいというふうなことでございました。就職していく子どもたち、大学に行く子どもたちはすべて一緒ですからということで、お話を家族会の方々にさせていただきました。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。 それから3月9日ですが、大村市の小学生中学生のスポーツ表彰式が行われました。262名ということで非常に大勢のこども達が参りまして、活躍をしております。 それから、3月14日、委員の皆様方にも中学校の卒業式に教育委員会式辞をもって、出席していただきまして、本当にありがとうございました。</p>

	<p>私は玖島中学校に行ってみりました。非常に落ち着いた雰囲気の中で式も終了いたしました。</p> <p>3月15日は幼稚園の卒園式がございまして、我々は主管課ではないのですが、やはり先生方から教育委員会のほうからも是非お越しいただきたいということで、分散して参った次第でございます。子どもたちの明るい笑顔を見てですね、帰ってきました。</p> <p>3月19日は小学校の卒業式ということで、これにつきましては式辞等を携えて教育委員の皆様方には出席いただきました。本当にありがとうございました。</p> <p>これで教育長の報告を終了します。</p> <p>各委員から何か報告があればお願いいたします。</p>
教育長	よろしいですか。
教育長	それでは議事日程3、第11号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
教育総務課長	<p>はい、第11号議案大村市教育委員会の点検・評価報告についてでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき作成した、大村市教育委員会の点検・評価報告書について、教育委員会の決定を得たいので、審議を求めます。</p> <p>教育委員会は教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しなければならないとされています。また、点検評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされております。今回の点検評価は平成28年度事業分及び29年度事業分の2か年分を行っております。</p> <p>まず28年度事業分の点検評価報告書をご覧ください。4ページから23ページがそれぞれの事業の活動内容とその点検評価となります。2ページ及び3ページについて、この点検評価についてですね学識経験者であられる、尾崎嘉生様と野田和宏様、従前から点検評価の所見を述べていただいておりますが、2名の方にこれらの概要を説明をいたしまして、所見を述べていただいているところです。</p> <p>評価できる点として14項目、改善を要する点として3項目となっております。</p> <p>次に29年度事業分をご覧ください。同じく4ページから24ページがそれぞれの事業についての活動内容とその点検評価となります。2ページ及び3ページをご覧ください。平成28年度と同様に、尾崎様と野田様の2名に概要を説明いたしまして、所見を述べていただいております。評価できる点として13項目、改善を要する点として4項目、今後要望する点として1点をあげていただいております。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>

教育長	第11号議案について、今、事務局から説明がありました。ご質問等ございませんでしょうか。
中嶋委員	あの、これは2年に1回ということで規定があるんですか。毎年のことじゃなくて。
教育総務課長	これは基本的には毎年行うものとされております。今回、2年分の点検評価を行っていただいたのですが、昨年度実施をしておりますので、国から調査の段階で、していないということが分かりまして、併せて今年度2か年分をやっていただいたということでございます。
嶋崎委員	ということで、その理科についての記述が、2か年連続してあるということは、まとめてなされたということで、共通した課題があるという捉え方なんですね。
教育総務課長	はい。
教育長	申し訳ありません。本当は最初に言わなければいけなかったんですけれども。
教育総務課長	申し訳ありません。
教育長	ご指摘をしていただいて、本当にありがとうございます。こういうことがないようにしたいと思います。他にございませんか。ご質問等。
全委員	ありません
教育長	それではご質問等を終結いたします。ご意見があれば、お願いいたします。
教育長	教育総務課長、改善を要する点、指摘された分をもう一度お願いします。
教育総務課長	はい。
教育長	3ページですね。
教育総務課長	まず、28年度事業分についてでございます。一つ目として、教育委員会の事業数が増えているので、事業のスクラップと重点化を図り、質の向上を高めることで、より効果的な教育施策を実施、推進してほしい。 2点目、小中学校の理科の授業については、子どもたちが視覚を通じた実験等を行うことにより、学習効果を高めるとともに教員の負担軽減を図るためのデジタル教材の導入を進めること。また、教員の研修会の充実を図るとともに、今後、タブレットパソコン及び電子黒板のICT教材の導入について、より高度な教育教材の導入を検討して欲しい。 3つ目、小中学校教材等整備事業については、理科施設の整備率が改善はしてきているが、まだまだ十分と言える状況ではないため、整備を急いで欲しい。この三点でございます。
教育長	理科の指摘は、学校教育課長、どうですか。
学校教育課長	はい。理振はですね、国によって整備を進めています。中学校は2年に一回、小学校は3年に一回、各学校が整備をすすめていく状況になっております。 このご指摘を受けたのは、整備率が100%に達してなかったということで、そういうご指摘を受けたものでございます。予算

	が伴うものですから、なかなか難しいところもあるところが現実でございます。
教育長	他にございませんか。
村川委員	三学期制に移行することとか、教員の働き方改革については書いてなかったんですけども、特に意見が出なかったといことでよろしかったんでしょうか。
学校教育課長	今の点につきましては、これは事業ごとになっているものですから、三学期制がその特にどの事業、あてはまるところはないので、今回は出てないと思います。
教育長	予算が伴うような事業が多いですね。よろしいでしょうか。それでは、第11号議案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
全委員	はい。
教育長	ご異議ありませんので、原案のとおり決定します。毎年行っていただくように切に要望します。
教育長	次に第12号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。
教育総務課長	<p>第12号議案平成31年度重点目標についてでございます。平成31年度の重点目標を別紙のとおりとしたいので、教育委員会の審議を求めるものでございます。</p> <p>各課の重点目標について、ご説明をさせていただきます。まず、教育総務課分について、説明をさせていただきます。</p> <p>教育総務課の重点目標。1つ目、教育環境の整備・充実の(1)、その前にですね、アンダーラインを引いているところがありますが、これは全ての課におきまして、昨年度と比較して変更点となっているところがアンダーラインを引いているということになります。</p> <p>(1)小・中学校施設の長寿命化計画を策定する、につきましては国から平成32年度までにこの計画を策定するよう求められているものであります。現在、委託業者に基づく素案に基づきまして、平成31年度中に計画の策定を行いたいと考えています。これは昨年度に引き続き、検討委員会を発足しまして検討委員会の中で検討していただいているのですが、平成30年度中に計画策定に至っておりませんので、平成31年度中に計画の策定を行いたいと考えております。</p> <p>(2)は、小中学校の空調設備の設置でございます。中学校の空調設備の設置については、平成30年度中に設置が完了、ほぼ完了しております。小学校の普通教室及び小中学校の特別教室、これについて平成31年度中に設置を完了する予定としております。現在、設計も済みまして施工の準備をすすめているところでございます。</p> <p>(3)は、大村小学校のエレベータ設置でございます。大村小学校のエレベータ設置については、平成30年度中に実施設計を行いまして、平成31年度に設置工事を行う予定でおすすめしており、教室棟へのエレベータの設置に併せて、教室棟と管理棟をつなぐ渡り廊下の設置を併せて行うものとしております。</p>

	<p>2 教育支援の充実に関しては、給付型奨学金の交付時期に関して、入学後できるだけ早い時期に交付をお願いしたいという声があったことから、募集期間をこれまでの2か月から1か月に短縮をし、できるだけ早い時期の交付ができるよう改めるものでございます。併せて、貸与型の奨学金の在学募集分についても、同様に変更をすることとしています。</p> <p>3 大村市教育振興基本計画の策定についてでございます。平成31年度が現計画の最終年度となっており、平成32年度から5か年の計画として第3期大村市教育振興基本計画を策定することとしています。</p> <p>続きまして、給食センター分を説明いたします。</p>
<p>学校給食センター所長</p>	<p>4 学校給食の充実でございます。</p> <p>今年度から中学校の給食を開始いたしまして、次年度につきましてはこの給食費の徴収事務を含めまして、給食費の事務につきまして、これを公会計化に向かって制度設計を進めるということを取り組んでいきたいと思っております。平成32年度からの実施ということで、31年度につきましては、公会計化に向けて制度設計をすすめ、必要に応じて条例の整備、給食管理システムの導入、関係者との協議・調整を行うこととしております。</p> <p>(2)につきましては、給食費の滞納がございますので、これにつきましては、引き続き縮減を図るということ。</p> <p>(3)につきましては、給食の中で、食物アレルギーを有する児童生徒につきましても、安全安心で楽しい給食時間が過ごせるようということ、目標を掲げさせていただいております。以上でございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>はい。どうでしょうか。区切らないで、一つ一つ説明だけいきますか。全部最後まで通してでも結構ですか。嶋崎委員、何かございましたら。</p>
<p>嶋崎委員</p>	<p>とりわけ、一番最後になりますけど、ありがとうございました。文化振興課重点目標で、芸術文化の振興でいろいろご配慮いただいております。財団と先ほど連携協定の締結をして、確固たる事業が今後の活動についてもできそうな気がします。本当に感謝いたしております。大村小学校の卒業式、心洗われる卒業式でした。</p>
<p>教育長</p>	<p>教育総務課の次ぐらいまでいって、学校教育課と併せて質問を受けたいと思います。</p> <p>それでは、学校教育課長。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>同じくアンダーラインを引いているところが変更点となります。</p> <p>1の「豊かな学力」「確かな育ち」を核とした学校教育の推進ということで、30年度に引き続きということで、特に(1)にあげております、各中学校区における地域の特色を生かした小中連携を推進する、と。ここらへんが少し定着をして参りましたので、31年度は小中連携の中にかに地域を取り込んでいくかという視点で考えていく必要があるのかなというふうに考えており</p>

ます。

2の児童生徒の学力向上対策の推進ということでございますが、やはりここらへんは、もう日々の授業改善と校内研究を充実させるということ、それから学力向上に向けた取組を支援するということになりますので、主に研究発表会あるいは計画訪問の折の指導助言等で補っていくことが一番の我々の役割かなというふうに思っております。あと、イーライブラリーアドバンスであるとかそういう、機器類を使ったといいますかそういう充実も図っておりますので、あとは活用実践例といったものの周知を図っていく必要があるかと思っております。

3の心の教育・教育相談体制の充実ということで、(1)不登校の現状把握に基づく対策を推進する。(2)いじめの未然防止、早期発見・迅速対応に努める、ということです。現状報告をもらっておりますが、未然防止をいうことが一番の鍵になるかと思っておりますので、以前からの取り組みではあるんですけども、一日休んだならば、二日休んだならばというような、そういった各学校の取り組みも定着しておりますので、そこらへんをですね、更に進めていきたいと思っております。教育委員会としましては、やはり現状把握していく必要がありますので、教育相談室あるいはあおば教室等とも連携を取りながらすすめていきたいと思っております。

4の新学習指導要領及び三学期制移行に向けた準備と対応ということですが、30年度はこの語尾がですね取り組みを図るぐらいになっていたもんですから、ここはやはり推進をしていかなければならない部分になってきます。特に、新学習指導要領は移行期間が小学校が残り1年、中学校は2年ということになりますので、教育委員会としましては、情報等の提供と指導支援ということになっていきます。また、三学期制への円滑な移行に向けた取組を推進するということですが、これは後ほど、その他のほうでまた委員さんにも示しをしますが、学期制準備委員会の中で決定した事項がございます。そういったことをまずは周知をしていくということ、それからそれに向けて各学校、どういった取り組みをしていくかということで進めていく必要があるというふうに考えております。

5の「健康・安全教育」「食育」の推進につきましては、もうこれは当たり前のことなんですけども、学校給食を中核とした食育指導を推進する、というふうに一つになっております。

6の特別支援教育の充実ということですが、児童生徒一人一人のニーズに応じた支援の充実と教職員の指導力向上を図る。ここはやはり研修とそれから人的な措置ということになっていくかというふうに考えております。あと、インクルーシブ教育の周知、啓発を図る、とここは30年度は特別支援教育の周知啓発というふうにしておったんですけども、ここは広い意味でこういう文言を使っております。特に通常学級にもやはり配慮を要する児童生徒というのは文科省のあれで6.5%はいると言われておりますので、特別支援教育の視点を取り入れながらの通常の授業

	<p>も重要になってくるものと考えております。</p> <p>7の項目は今までなかった部分です。働き方、教職員の働き方改革の推進及び健康増進の保持ということで二つあげました。一つ目は「定時退校日」等による勤務時間の縮減や「大村市立中学校運動部活動の方針」に則った部活動の推進を図る、ということで、やはり教職員の働き方ということは今、一番の話題になっておりますので、そういった点で周知徹底していきたいと思っております。あと、教職員のストレスチェックを実施するということですが、これは今年度も既に実施をしていることなんですけれども、こういった取り組みで進めていきたいというふうに思っております。概略ですが、以上です。</p>
教育長	<p>はい。まず、31年度の教育総務課の重点目標について、ご質問、ご意見も併せて、お願いしたいと思います。</p>
中嶋委員	<p>まず教育総務課の4番ですね。給食関係のほうですけど、給食費の公会計化について、もうちょっと詳しくお願いします。</p>
学校給食センター所長	<p>現在、給食費の徴収事務につきましては、小学校はそれぞれの学校で、中学校につきましては教育委員会のほうで行っています。つまり、保護者から集めました給食費を小学校におきましては、それぞれ各学校の、たいてい学校長の預金、通帳口座に振り込まれまして、それを学校の中の学校事務担当であるとか、あるいは教頭先生方であるとかそういったかたが学校給食会から給食費の請求がございまして、そちらのほうにお金を振り込むという流れです。毎月のルーチンがですね。その中で当然、滞納があったりしますので、その徴収業務につきましても、今、現年度あるいはその児童が在籍している場合にはその学校で対応していただく、ですから学校の事務の先生あるいは管理職が各保護者に対して、そういう払っていただくような促しを行っているという形になっています。これが、総額でいきますと、2億、全体合わせると2億近くのお金になって、また一つは2億のお金が流れがはっきり姿が見えないところでお金が動いていっているところですね。今、中嶋委員が言われましたようにまあ給食費がどうなっているのかというのはご存じないと思うんですけども、まあこういったところはちょっと不透明であるというところ、学校現場での事務の煩雑さ、そういったところがございまして、それを公会計化というのが、お金を市のほうの公金として扱い、市のほうにお金を入れる、予算を組んでですね。で、市のほうから給食の食材費を払うというような形で、そのお金の流れを透明化していく、それからその事務をきちっとした市の職員が、学校現場に任せるのではなくてですね、そういったところでの事務の整理を、そういったところを含めて公会計化に移行したいということで取り組んでいるところです。</p>
中嶋委員	<p>学校でしていた分をいわゆる市のほうでやっていただくと、そういう形ですね。端的に言えば。</p>
学校給食センター所長	<p>そういうことですね。</p>

中嶋委員	じゃあ。いわゆる給食費を市が払うというあれじゃないですね。これは。
学校給食センター所長	そうですね、無償化という話とは違います。
中嶋委員	無償化とは違うんですね。
学校給食センター所長	それは違います。保護者からお金を集めて、食材費を払うというお金の流れのところを市がきちっと行う、というところですよ。そういうことです。
中嶋委員	それは学校としては非常に助かりますね。はい。
教育長	公会計化するところが3市ぐらいでしたかね。
学校給食センター所長	県内で現在やっているのは、平戸市。31年の4月、新年度から松浦市と長崎市が実施をするということで、ちょっと大村市は1年遅れる形にはなりますけど、何とか31年度に制度設計を行って、32年度から実施をしたいということで取り組んでまいりたいと思っております。
中嶋委員	わかりました。はい。
教育長	これはだいぶ、教員の負担軽減につながりますね。
中嶋委員	そうですね。
教育長	他にございませんか。
村川議員	給食費の件についてはすごく残高不足とかで教頭先生や事務のかたに迷惑かけたので、ぜひお願いしたいと思います。中学校はもうそうなっていますかね。
学校給食センター所長	中学校につきましては、各学校の口座ではなくて、教育委員会の口座に全部行くようにしているところで、まあ、小学校に比べれば学校現場の負担はなくなっています。ただ、お金を公会計、一つの公金として市の予算の中に組み込むということです。今は組み込んでなくてまあ、教育委員会の口座に入れてます。教育委員会の通帳の中に入れてますけども、市の予算に現れるというお金ではなく、そういうところが課題となってきます。
村川委員	ありがとうございます。給食の件で気になるので。異物混入が今年度、何件か、結構発生したと思うんですけども、その件について、やはりニュースにも出たりしてましたので、公にする必要があるのではないかと思います。前向きに対策を、対策をちゃんとしてますよということで表に出す必要があるんじゃないかと思うので、そういったところを載せた方がいいんじゃないかと思うんですけども。いかがでしょうか。
学校給食センター所長	はい。今回ちょっと重点目標に載せていませんでしたけれども、次年度につきましては、安全対策委員会、仮称ですけども、そういった形で、外部の識者も入っていただいておりますね、それについては、31年度しっかり取り組んでいきたいというような考えは持っています。
教育長	ここに明記するかどうか。
学校給食センター所長	明記するかどうかってことですね。

教育長	是非お願いしたいということですね。
村川委員	そうですね。
教育長	その点は別途検討するという事です。
学校給食センター所長	はい。
教育長	他にございませんか。教育総務課分です。
中嶋委員	1番のその(1)の長寿命化という言葉は国が使っているですか。
教育総務課長	はい。国が使っております。これはもう学校施設だけでなく、公共施設において全て使われている言葉でございます。学校でいうと建替えをメインとした計画ではなくてですね、今ある学校施設を出来るだけ長く使えるような長寿命化改修というものですねやって、財政負担のですね、まあ公平というか、長い期間その施設を使えるような改修をするような計画を作ることでございます。
中嶋委員	なるほどね。はい、わかりました。
教育長	ほかにご意見等ございませんか。
渡邊委員	学校給食の3番のところで、食物アレルギーを有する児童生徒も安全安心で楽しい給食時間を過ごせるように食物アレルギー対応食を提供するとあって、その下に随時対応方法、これはあの聞きましたところでは、まずその起こってない、食物アレルギー事故、アナフィラキシーとは起こってないと私は聞いておったんですけれども、もし起こった時の対応方法ですね、これはどんなふうに今、検証されて、準備、体制が整っているんでしょうか。
学校給食センター所長	はい。アナフィラキシーショックにつきましてではですね、まず、各学校でアレルギーを持っている児童生徒については、それぞれのアレルゲンとそれからどういう症状が起こすかということについては把握を、名簿を作って把握をしております。その中で、エピペンを処方、アナフィラキシー対応、エピペンを処方されているかどうかということも確認をして、もし処方されているということであれば、持参しておりますので、それがランドセルにあるのか、あるいは各学校で一旦預かって保健室においておく、あるいはその職員室に置いておく、そこは、通常の保管場所も各職員の中で周知をしておくということにしております。
渡邊委員	そうですね。
学校給食センター所長	はい。それで、実際にまあそういうエピペンをお持ちの児童生徒がいるところについては、まあアレルギー研修会という形でそういった起こった場合にはエピペンを躊躇なく打つんですよという研修をですね、各学校単位で行っていただいているところです。
渡邊委員	じゃあ、打つのは、担任の先生なり。
学校給食センター所長	そうですね。その場で打てるように指導しているところです。以前の、前の事故といいますか、そういうところが結局打たれる本人が嫌がるとかですね、あるいは打つ周りの先生方が本当に打っていいのかわかるかという迷ったというところでの遅れがあります。

	す。なので、そのところは、学校現場で躊躇なく打つようにということで、周知しております。
渡邊委員	そうですね。はい。最近は、事故はあってないらしいですね。
学校給食センター所長	そうですね。実際はですね、先月ある学校で、エピペンを持っている生徒が牛乳のアレルギーで、エピペンを処方されていたのですが、その時にその子の近辺で、給食が終わったあとにくしゃみをして、そのくしゃみに牛乳が含まれていたのかどうかちょっとわからないのですが、まあこうなって唾がついて、その子がちょっと痒いと言い出したので、それで保護者のほうに連絡して、用心のためにエピペンを打ってください、とのことでしたのでエピペンを打った事例はあります。アナフィラキシーショックまではいっていないのですが、まあ用心してエピペンを打って、その後病院に連れて行って。実際にその後はちょっと痒みがあったというようなことでしたけれども。そういった事例はございました。
渡邊委員	はい。ありがとうございます。
村川委員	すみません。
教育長	はい、村川委員。
村川委員	エピペンは必ず本人が持っておかないといけないんですか。それしか使っていけない。保健室に置いてあるとか。
学校給食センター所長	エピペンはそれぞれが処方されているものと聞いておりますので、各学校で何か起こった時のために置いておくということはないというふうに聞いております。必ず本人が持参してというところで、まあ、その時にランドセルに置くのか後ろの棚に置くのか、机の引き出しに置くのか、そのところは確実に学校で把握をしてください、としておりますけれども。そのところはちょっと渡邊先生、ご存知でしょうか。
教育長	エピペンは成分は一緒でしょう。
渡邊委員	アドレナリンです。
学校給食センター所長	アドレナリンですよ。
教育長	みんな一緒ですよ。だから、学校で冷蔵庫に入れているところもあると聞いておりますがね。
政策監	個人処方だから基本的には出来ないはずですよ。
学校給食センター所長	はい。
政策監	それがどこに保管されているのかということは共通認識持っておいて、何かあった時に、誰でも打てるようにしておくということが基本なんですよ。
教育長	予備というのはないんですよ。
学校教育課長	個人ということで。
学校給食センター所長	個人で2つというのはないですよ。
政策監	あります。お願いすれば2つ出してくれます。
渡邊委員	出来るんじゃないでしょうかねえ。私は処方したことないです

	けれども。
政策監	確かに二つ出してもらって、一つは保管してもらってというのは有りうるかもしれませんがね。学校がお願いしても出してくれるわけじゃないというところ。
学校給食センター所長	あくまでも個人処方ということですね。
渡邊委員	そうです。
佐古委員	そうすると、学校でそのお子さんのランドセルに入っている場合、保健室や職員室にある場合、その学校学校、クラスクラスで対応が違うってことですか。
学校給食センター所長	はい。そのところは各学校に任せているというところで、ただし、確実にどの先生もどこに置いてあるのかというのは共通認識をしていってください、ということでお話はしています。
教育長	ここで確認しとかなないといけないのは、学校給食では卵アレルギーしか、今のところ対応していないということですね。
学校給食センター所長	はい。そうですね。対応食はですね。
教育長	対応食はですね。まだ、ほかの物については、対応していないので、それは今から研究ですね。
学校給食センター所長	そうですね。
教育長	ほかの市町はやっているところあるんですか。
学校給食センター所長	ほかの市町ではですね、複数の対応をしているところもございます。まあ例えば卵に加えて、エビイカであるとか、まあ魚とかですね。そういったものを複数のアレルギー対応しているところもございます。
教育長	まあ、それについては今のようなことで、ちょっと検討していかないといけない。 それでは、教育総務課の重点目標についてはご意見等いただいたと思います。教育総務課分について、なければこれで終結したいと思います。
全委員	はい。
教育長	それでは、教育総務課の分について、採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
全委員	はい、異議なし。
教育長	はい、あとは訂正等をいれてですね、よろしく申し上げます。教育総務課について、これで了承したいと思います。 続きまして、学校教育課のご質問ご意見等あればお願いします。
佐古委員	イーライブラリーの活用例の充実とありましたけれども、現在どのような感じになっていますか。
学校教育課長	中学校では、例えば高校入試、過去の高校入試の問題とかありますので、そういったものに活用したりしております。それから、12月に大村市独自の学力調査を実施しましたので、その結果を受け、足りないところ等は弱点部分についての問題を取り出し

	て、補充的な指導をしたりとか、そういったところで取り組んでいるところです。
教育長	よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。
中嶋委員	3番のですね、心の教育・教育相談体制の充実で、(1)の不登校の問題ですね。これはまた不登校のこども達が増えているということを知っています。それで、この文言でですね、本当にいいかなと、不登校の現状把握に基づく対策を推進する。弱いですね。もうちょっとこの部分は強く表現をしたほうが良くはないんだろうか。一つの例を言えば、不登校の現状把握に基づく対策を推進し、減少化を図る、とか。あの、一つの例ですよ。そういうあれを重点的に取り組んでいくんですよということがわかる表現にした方が良くはないだろうかというふうに思いますけども。
学校教育課長	ありがとうございます。検討をさせていただくということで。
中嶋委員	よろしくお願いします。
教育長	貴重なご意見ありがとうございます。他にございませんか。
村川委員	不登校の件ですが、あおば教室を知らない父兄こどもが多いなというところがあるので、あおば教室があるよ、万が一の時は相談しやすいし、行けるところがあるからね、と不登校を一つ、ここに入れなくてもいいんですけど、重点的に一つできればな、あったらいいなと思っていました。この間、中学校の入学説明会に行った時もおおば教室に触れることは一言もなかったんですよ。そういうのはありますよ、と。何かあったら、教育委員会にご相談くださいとしかなかったの、こういうのがあるってことを知るとくのと知らないのでは、やっぱり保護者の心の持ち方が違うと思うし、相談の仕方も変わってくると思うので、一つ広報を入れればなと思います。ここになくてもいいと思うんですが。あと、もう一点あります。教職員の働き方改革について、(2)のストレスチェックはずっとされていたですよ。
学校教育課長	はい。
村川委員	ですよ。敢えて明文化したって事ですよ。あと、勤務時間の縮減に関しては、具体的な数値は、うちの会社でも挙げているのですが、年休取得率とかですね。こういった数字はここで出さなくてもいいと思うんですけども、先生方に対しては、はっきりとした何パーセント削減、何時間削減とか、年休取得率については国で定めているものがあると思うのでそこを目指してということで、数字を目に見えるような感じで表しとかないと進まないだろうなと思うんです。是非、お願いしたいと思います。
教育長	今の件について、学校教育課長。
学校教育課長	はい。あおば教室の周知については、進めて行きたいと思っています。4月に案内を出していたような、確認をします。それから、勤務時間の縮減ということで、こちらの方でも80時間を超えるもの、100時間を超えるもの、今度45時間を超えるものを調査することになりまして、調査をもって以内におさめるという意識は出てくるのかなと思うんですけども。なかなか季節労

	働者のなとこころがありまして、4月とかはかなり年度初めということですのでね、増えてくるのかなと思っていますのですけれども、意識を図っていきたいと思います。年休の取得につきましては、今のところ目標とかは掲げてはいないのですけれども、そこらへんについても検討させてください。
村川委員	ありがとうございます。
教育長	他にございませんか。それでは、学校教育課分につきまして、原案のとおり、一部修正をしながら、承認してよろしいでしょうか。
全教育委員	はい。
教育長	はい。それでは、一部修正のうえ、承認いたします。
学校教育課長	ありがとうございます。
教育長	続きまして、社会教育課の重点目標です。
社会教育課長	<p>社会教育課重点目標について、ご説明いたします。なお、2番、生涯学習の充実と人権教育の推進の(3)(4)(5)につきましては、図書館長のほうから後ほどご説明をいたします。</p> <p>まず、変更点につきましては、1家庭教育の充実と青少年の健全育成の(4)と2人権教育の推進(2)を大幅に変更させていただいております。</p> <p>その他につきましては文言の整理をさせていただいているところでございます。追って説明をさせていただきます。</p> <p>1番、家庭教育の充実と青少年の健全育成、(1)につきましては、健全協や関係団体と連携して「ココロねっこ運動」を推進する。これは、健全協のココロねっこ指導員や推進委員を中心に、PTAや補導員連絡協議会などとも連携をし、推進を図ってまいります。また、ココロねっこパレードin大村の開催や、センターだより等による周知啓発活動を行うとともに関係団体の事業等に積極的にかかわり、かつ非行防止のための補導活動や自転車のマナーアップ運動、更にメディアの問題にも取り組んでまいります。</p> <p>(2)社会教育関係団体への支援を積極的に行う。ここも文言の整理をさせていただいております。家庭は全ての教育の出発点と言われております。時代を担うこどもたちの健やかな育ちを支援するため、多くの市民に多様な学習の機会を提供するとともに、PTAなど関係団体に対し、積極的にかかわり、家庭の教育力を高めるよう取り組んでまいりたいと思います。特に、各種研修会においては、家庭教育支援のために作成された長崎ファミリープログラムを用いた研修プログラムを推進してまいります。また、子ども会対策は急務であると考えておりますので、29年度に設置しました加入率向上対策協議会で更に検討協議を重ね、方向性を見い出したいと考えております。</p> <p>(3)地域の多様な人材の参画を得て、放課後子ども教室の充実を図る。これにつきましては子どもたちの安全安心な居場所づくりのため、放課後子ども教室を開講いたします。現在、放課後子ども教室は、三浦・鈴田・黒木・中央・竹松・松原の6か所、三</p>

浦野生の森、松原宿寺小屋塾、英語学習こども教室の3か所計9か所で実施をいたしております。30年度からは松原小学校の児童を対象とした、松原小学校の放課後英会話教室を開講いたしました。31年度からは玖島中学校において、大村未来塾を開講いたします。

(4) コミュニティ・スクールと連携・協働して活動する「地域学校協働本部」の整備を積極的に支援する。これにつきましては、昨年度までは学校支援会議の活動を支援するというふうに文言をしておりましたが、学校支援会議が今後コミュニティ・スクールへ移行するというに伴いまして、相互の連携・協働して地域の学校協働活動を円滑にすすめるために、地域学校協働本部の整備を積極的にすすめると変えさせていただいております。

(5) 関係機関との連携を図り、子どもの安全で安心な環境を確保する。ここは通学路の安全に対するPTA連合会の陳情や地区別ミーティングなどの要望に真摯に取り組み、課題解決に努めますが、これは満足することなく、更に関係団体と協議し、環境を確保するというふうに努力をいたします。

2 生涯学習の充実と人権教育の推進、(1)でございます。あらゆる世代において、多様化する学習ニーズに対応するために、講座終了後にアンケート調査等を実施し、受講しやすく、受講したいと思わせるような講座を企画・運営することで、多くの市民に学習の場を提供してまいります。

(2)につきましては、定例利用グループによる加入者の減少に歯止めをかけるため、グループ員による主催講座、いわゆる連携講座を引き続き開催し、グループ員の加入増へ努めたいと思っております。

3, 4, 5は後ほど説明します。

(6)になります。人権関係になります。これは障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が平成25年度に施行され、基本的人権を享有する個人としての尊厳を重んじられるなど、人権教育の重要性を改めて注目されております。特に最近ではラインやSNS（エス・エヌ・エス）等によるいじめや誹謗中傷も問題視されておりますため、メディア安全指導員を中心にメディアの危険性や情報モラルの重要性など、児童生徒向けのみならず、関係団体等にも研修会等を行ってまいります。

3 社会教育施設の整備についてでございます。

(1) 中地区公民館の施設整備を進める。現在、中地区公民館は今年の1月から工事に着工いたしております。現在、基礎工事の段階ということでございます。来年3月の完成に向け、着実に整備を進めてまいりたいと考えております。

<p>図書館長</p>	<p>2生涯学習の充実と人権教育の推進、(3)です。</p> <p>市民一人一人の様々な学びを支える知の拠点として、ミライo n図書館のサービス充実に努める。これは、10月5日開館予定のミライo n図書館が市民一人一人の生涯学習の拠点となるように、様々なサービスを充実していくということです。蔵書としては開館時、県市併せて125万冊の蔵書となります。また、新聞や雑誌のほうも県立が多数揃えておりますので、それを利用していただき、たくさんの情報を提供していきたいと考えております。また、課題解決支援サービスとして、ビジネス支援、健康づくり、子育て支援、産業支援なども県市併せて共同で様々なサービスを提供していくように考えております。</p> <p>(4)図書ボランティア等と協働して、子どもの読書活動を推進する。子ども達の読書活動は、子ども達の心を豊かにし、想像力等を育むため、大変重要なことです。そのため、幼いことから図書ボランティア等と協働して、読み聞かせの活動などを行って、読書活動を推進してまいります。</p> <p>(5)第2次大村市子ども読書活動推進計画を策定する。現在の子ども読書活動推進計画が平成32年3月が計画の終期となっておりますので、31年度中に第2次の計画を策定するようにしております。以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>続きまして、文化振興課長。</p>
<p>文化振興課長</p>	<p>はい。文化振興課の重点目標について、ご説明します。資料をご覧ください。1と2に分かれております。</p> <p>1文化財の保護・活用・継承ですけれども、まず1つ目として、新しい歴史資料館ができますけれども、その施設をこれまでの史料館以上に市民から郷土史学習の拠点として、利用してもらいたいので、そういった情報を発信していくということを考えております。そして、新年度オープンまでの間、半年というのは、今後の数十年間の運営の初年度の、本当のスタートの部分でありますので、しっかりした年間活動の骨格を作って、以降の本格活動に備えたいと考えております。一番スタートが肝心と考えております。</p> <p>次、2つ目。県教育委員会が所有しています竹松遺跡の出土品ですけれども、竹松のほうで新幹線車両基地建設に伴って行った発掘調査です。出土品が3千箱、約70万点の出土品があるということですが、これを昨年度からですね、譲与をしてもらえないかということをご話しておりました。こちらの受け入れ場所が問題で、なかなか難しかったんですけれども、30年度の目星が付きまして、大村市の貴重な文化財ですので、壱岐のほうにいつてしまわないように譲与をしてもらえることになりました。31年度の末に受け入れまして、現在の図書館史料館の仮事務所ほうに一時的という約束ではございますが、保管する予定となっております。この一部につきましては、歴史資料館のほうで常設展</p>

	<p>示の資料として展示するというので計画をしております。</p> <p>3つ目が、三城城跡の国指定を目指す、ですけれども、これまでの話し合いのきっかけを掴めない状況に変化はございません。</p> <p>2つ目、芸術・文化の振興ですけれども、その一つとして、本市の芸術文化の振興を拡充するため、小学生の場合は5年生に向けて長崎OMURA室内合奏団のスクールコンサートをこれまでどおりやっていきますし、一般向け、市民向けには音楽があふれるまちづくり事業というのを実施しまして、市内各所で20近くの場所で、あるいは機会に触れて、これも長崎OMURA室内合奏団を中心とした団体に生の演奏をやってもらうということで企画運営を委託することになっています。</p> <p>それから、体育文化センターの設備改修を継続する、ですけれども、今年度はさくらホールの舞台照明の装置を新しく入れ替えましたが、竣工から体育文化センターは20年を過ぎていますので、様々、設備が老朽しています。そのうち、新年度は特に夏場、大事になってくるのですが、空調のほうをシーハット全館の空調、この部屋もそうですね。空調をコントロールする装置の入れ替えを行う計画です。その他、トレーニングルームのトレーニングマシンが使用可能年数を超えていますので、入れ替えをこれから約5年かけて、継続的に入れ替えていく予定です。</p> <p>3つ目ですが、文化ホールの在り方についても検討を進める、継続をしていきます。これにつきましては、現在のところ新幹線大村駅前に約3.2ヘクタールの公有地がございます、それは民間に事業をやらしてもらおうという方向がありまして、31年度に都市整備部のほうで、その業者の選定といいますか、公募を行う予定となっています。その中に、文化ホールの整備も含めて欲しいというようなことで、文化ホール検討委員会の中で、先日、意志を固めたところなんです。都市整備部のほうで実際、公募をあげてもらえることができれば、具体的に教育委員会と都市整備部の間で細かいことをですね、どんな形にするのかどのくらいの規模にするのか、といったようなことを考えていく状況になっております。</p> <p>つい先日、議会の中でも、新幹線まちづくりの特別委員会あるいは公共施設の特別委員会の両方の委員会の報告の中で、やはり駅前をですね、機会を捉えて作って欲しいと、作るべきだという意見が報告されております。以上です。</p>
教育長	<p>はい。ありがとうございました。両課から説明がありました。まず、31年度の社会教育課の重点目標について、ご質問等併せてご意見があればお願いしたいと思います。</p>
教育長	<p>私からコミュニティ・スクールについては、今まで学校運営協議会というのが一体になった言葉でありましたよね。それが今度は地域学校協働本部という新しいフレーズが出てきたと思います。そのあたりのご説明をお願いします。</p>
社会教育課長	<p>まず、コミュニティ・スクールの中の学校運営協議会がある学校をコミュニティ・スクールと。その地域で支える連携・協働す</p>

	る組織が地域学校協働本部という制度になっております。これはいわゆる地域の側の、学校を支えていく側の本部と。松原で言いますと、松っ子応援団ですかね、という組織があるかと思いますが、そういう地域で学校側と連携しながら、支えていく組織を今後すすめていく、ということでございます。社会教育法の中で謳われている部分でございます。
教育長	何か難しいですね。
政策監	いつ改正されたのですか。
社会教育課長	29年4月ですね。
教育長	はい。ありがとうございます。
村川委員	今の教育長の部分に関連して、地域学校協働本部が何なのかとか、運営協議会が何なのか、まだいまいち松原で周知されていないところで、実際、松原で学校協働本部で集まったのが1回だけだったんですよね。そこでは、コミュニティ・スクールが何なのかという、説明しかなくて、今度どうしていくかそういった打ち合わせもまだできていないところで、なかなか難しいなあと思うところがあって、まだ支援会議の中では、いろいろ校長先生の手腕で意見をどんどん吸い上げやすくされていたと思うんですけども、今のところまだ松原がうまく出来立てですからね、今から行ってないところうまくいっていないところもあるようですので、中に入り込んで是非聞きに行ってもらったりしてですね、どういったことができるかということを検討していってもらえればいいかなと思います。
社会教育課長	今後、積極的に我々がかかわっていきたいと考えております。よろしくをお願いします。
村川委員	どうぞよろしくをお願いします。コミュニティ・スクールは今度増えるんですかね。増えたらいいなあ。松原だけでなく。どうなのかな。
教育長	増やさなければいけないですよ。
学校教育課長	玖島中がやります。
教育長	予算化しているんですか。学校教育課長。
学校教育課長	はい。一応中学校もということで、玖島中学校、来年予算化をしております。松原の反省を踏まえて、予算化を。よくやってもらったと思うんです。
村川委員	はい。
学校教育課長	一年目としては。
中嶋委員	今のは結局、指定かなんかしているんですか。
学校教育課長	指定まではしていません。
中嶋委員	指定まではしてない。
学校教育課長	はい。
中嶋委員	こういうのは、やってくださいとって予算化をして。
学校教育課長	そうですね。どっか手があがらんかなと思っていたら、玖島中から手が上がりまして。

政策監	制度は指定しますか？
学校教育課長	制度はもう決まっています。
中嶋委員	彼杵あたりが一生懸命取り組んでいるようですね。
教育長	大小区域も要望があったんですよね。ただ、玖島とは調整がなされたんですかね。同じ中学校区に2つはということですかね。どうですかね。
学校教育課長	健全協のつくりであるとか、そこらへんが既存の団体を活用するとなると、難しい部分があるというので、二の足を踏んだところもあったみたいなんですけれども。まずはスタートしてみるということで中学校は始めたという話です。
教育長	ほかにございませんか。
佐古委員	もう一度、放課後子ども教室の現在6か所の場所、それから3か所、三城小の大村未来塾ですか。そのへんの説明をもう一回すみません、お願いします。
社会教育課長	開催している学校はですね、鈴田・三浦・中央・竹松・黒木で、松原は英会話に特化した放課後子ども教室と。6か所です。あと、体験型が、三浦野生の森、夏休み限定が松原宿寺小屋塾で月1回開催しております英語学習のこども教室をこのコミセンでやっております。未来塾はいわゆる玖島中学校で1年生と2年生を対象に、各30名ずつの定員で英語と数学を学習支援の活動をやるということで実施を予定しております。
佐古委員	30、30の60？
社会教育課長	30、30の60です。
佐古委員	玖島中学校は今やっているということですか。
社会教育課長	今度から。4月から。31年度から。各学年30、30の60ですね。
佐古委員	大村未来塾は玖島中？
教育長	大村未来塾については、玖島中です。
社会教育課長	玖島中ですね。
教育長	人数が多い時には抽選によるといううたい文句でしたね。
社会教育課長	基本的にはそうですね。はい。ただ30名といいましても、教室のキャパの問題と指導員のかたの問題もありますので、調整ができれば40名程度までは予算的には可能かなというふうには考えております。できれば多くの子に参加していただきたいので。40名ぐらいまでは対応可能かなと思っています。
教育長	よろしいでしょうか。
渡邊委員	ポスターなんかでよく見かけていたんですが、ココロねっこ運動というのは、具体的にはどういうことをする運動でしょうか。
社会教育課長	まず、ココロねっこ運動自体がですね、まず平成13年6月に県民運動としてスタートしております。まず子どもと真正面から向き合えない大人が増加している、と。青少年問題が顕在化しているということ。あと、青少年に悪影響を及ぼす有害情報が氾濫しているというこのへんのところからですね、大人の在り方を見直す。いわゆる、根っこの部分ですね。子ども達を育てる大人の

	<p>根っこの部分、大人の在り方を見直す、というふうに始まった運動でございます。大村では26年度からココロねっこパレードを毎年実施している。</p> <p>他には長崎市のみです。実施をしているのは。30年度は280名の各種団体のかたの参加がっております。</p>
渡邊委員	参加するとはどういうことですか。
社会教育課長	パレードを実施しております。教育長が先頭にたって、参加をいただいております。
教育長	<p>これに関しては2003年、2004年に連続して、長崎県内で大きな事件が起きております。これを受けまして平成13年にココロねっこの運動がスタートしたわけでございます。やはり長崎県はこのような大きな事件を受けてですね。何とかしないと続いていることで、特に大村はこれについては熱心です。我々、県内で見ていましたけれども。すばらしいです。</p> <p>他にございませんか。</p>
中嶋委員	子ども会ですね。これはまた別個の組織となりますよね。社教関係ではないですかね。市の子ども会。管轄はどこがやっているんですか。
社会教育課長	事務局は社会教育課です。
中嶋委員	それが文言が子ども会のほうが、健全協というのはあるけど、各種団体の中に入っているわけですね、子ども会は。
社会教育課長	<p>社会教育関係団体にはありますね。基本的にはですね。法的にも社会教育関係団体として位置付けられていますので、あくまでも任意団体ということとなっております。確か子ども会は加入率が大村市は極めて悪いということで。17.9%と県内で一番悪いと。我々も危機感を持っております。先程も言いましたように、対策協議会を立ち上げましてですね、いろんな問題点の洗い出しから、まず実行すべきことがあるかどうかというようなこともまず、すぐにできることはやろうということで会議をずっと続けて方向性を今もうすぐというところまできているという段階でございます。</p>
中嶋委員	<p>はい、確かに今、課長さんがおっしゃったように子ども会自体が減少しているというのは顕著ですね。だから、保護者あたりも子ども会は入らんというあれがかなり増えてきている、と。だから、社教として結局、ちょっと待てともうちょっと増やそうじゃなくかと、今、おっしゃったように県下で一番組織率が悪い、ということであれば、その文言をどこかに入れとく必要はないでしょうか。その点をちょっと検討をしていただければですね。子ども会活動の充実、これをどこかに入れるような形でですね。いかがでしょうか。</p>
社会教育課長	検討させていただきたいと思います。
中嶋委員	この健全協と子ども会はダブって考えてですね。
教育長	そうですね。
中嶋委員	そうなんですよ。
教育長	市公連関係ですね、大村市子ども会連絡協議会ですね。事務局

	持っておられる。
社会教育課長	はい。
教育長	町内のほうの子ども会は組織の中の一つ。
社会教育課長	あの、確かにですね。まず町内会があって、その下に婦人会とか老人会とかあると。その中に、子ども会がある。単位子ども会と言いますが、これの集まりの連合体が、校区の子ども会があって、その上にいわゆる大村市子ども会育成連合体というのがある、と。ですので、町内会の下部組織というのがまず、ある。子ども会。町内会と密接な関係があると。町内会に加入していない家庭のお子さんはほぼ入っていない、と。町内会の加入率が下がると、連動して子ども会も下がるというのは確かにございます。ただ、特殊な例で、松原がそうだと思いますが、くじら子ども会と言って、町内会とは独立して、校区単位で作ってある、というのがいい例で、参考すべき例だということで我々もいいパターンなのかなと。縛りを外して、校区でやったら。衰退しているのが復活したというもんですから。これは参考になるのかなと考えております。
教育長	よろしいですか。
中嶋委員	はい。
教育長	社会教育課、重点目標関連で、よろしいでしょうか。それでは、一部検討修正してですね、社会教育課重点目標については、原案のとおり承認することよろしいでしょうか。
全委員	はい。
教育長	はい。それでは一部修正のうえ、検討のうえ、原案承認ということにいたします。 続きまして4ページ目の文化振興課重点目標についてお願いいたします。
中嶋委員	大きな2番の(3)の文化ホール、これについて文化振興課あたりがどのようなかわり方をしているのか、ということをお聞きしたい。
文化振興課長	もともとこの話の始めは市民会館。市民会館は文化振興課が主管をしておりますので、主管で、文化ホールの在り方について主管としてですね検討委員会を庁内で開いております。在り方というのはそういうことです。
中嶋委員	文化ホールの在り方について、委員会、検討委員会があるんですね。
文化振興課長	はい。検討委員会を設けてですね。
中嶋委員	その親分は。
文化振興課長	教育長です。
中嶋委員	教育長ですか。
教育長	庁内の文化ホール検討委員会です。
中嶋委員	あとちょっと駅前のことを詳しく教えてくださいませんか。
文化振興課長	はい。文化ホールの建設につきましては、検討委員会の中で、まず作る作らないからどうしようかと検討していくわけですけれども、基本的に財政的なものが全く見つからない中で、何をとっ

	<p>かかりに具体化をすすめればいいのか、全くうまくいっていなかったところ、議会の中で市庁舎建設に絡んで出てきた話ですが、新駅のところに検討できないかという話がありまして、じゃあということ、去年の秋ぐらいからそこを考えてみましょうと。まずは民設民営ということで、市としてはですね、財政的な負担がかからないような一番うまい方法といいますか、それを考えるんだったら新駅の前だと。3.2ヘクタールを開発するので、それを有効活用して欲しいのでということ。その中に提案、設問を作って、業者はどう考えるのかということ、サウンディング型市場調査と言いまして、7か8社ぐらいから、そのぐらいから回答があったと思うのですが、そのうちの半分ぐらいは文化ホールは要らない、無理だという話で、半分弱ぐらいはあってもいいんじゃないか、運営は手伝えますよと。一番積極的なところは、そういった施設の中の、広場の中では核として文化ホールがあった方がいいよ、という言い方。ただ、ある程度肯定的な会社につきましても民設というのは出来ないの、市が作って欲しいと。それなりの運営費を出してくれたら出来ますよというような状況で話になっているところ。じゃあということ、先日の文化ホール検討委員会でも、この機会を逃すとまたとっかかりがなくなってしまうので、ここにのっけてもらいたいということで意思決定したところ。新幹線の新駅のほうの利活用検討委員会が庁内にありますので、これは副市長を長としています。そちらで検討し、実際に公募の条件として設定するかどうか、ということ、これから考えていって、新年度の後半ぐらいに公募、実際に公募をかけると。業者として、どういう公募条件、整備をどうするか、必須にするのかどうかというのがあるのですが、業者から出てきた提案、一番新駅前の有効活用が優れているところ、業者を選定するんでしょうけれども、そこに文化ホールが入っているか入っていないかは出てきたところではないとわからないという状況です。まずは、文化ホールの検討委員会としてはその望みをかけてみようということ。です。</p>
中嶋委員	よくわかりました。
教育長	他にありませんか。
教育長	<p>新駅の前にマンションや映画館とかどういう構想を持った民間の方がおられるのか、話をするためにサウンディング型市場調査ですね。その後、また正式なプロポーザルを。課長が先程申し上げたように、やはり自分たちの企画の中ではなかなか入れにくい方向性は出ましたが、市民の要望としては署名活動もありましたので、我々としては庁内の検討委員会は部長級の人達が集まった中で、これは次の上にあげて、新幹線まちづくりの整備に活かしてもらえないかというふうなことで、お願いをするということを決めたところでございます。そこで採択するかどうかはわかりません。</p>
中嶋委員	わかりました。
教育長	他にございませんか。

村川委員	<p>Vファーレンがもし大村に練習の拠点を作るんだっただらという青写真があったと思うのですが、サッカーのグラウンドだけでなく文化施設もたくさん入っていたような感じがしていたんですけども。本当のそこに建つのであったら、また必要なくなるのかもしれないしとか思ったりします。いろんな方向性、いろんな在り方をそういう動きも考えていかないといけない、今いろいろ動いているところなので、二つ同じものを考えておりながら見ていました。一つの意見です。</p>
教育長	<p>はい。他によろしいでしょうか。 それでは、文化振興課の重点目標については、原案のとおり承認することによろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>ここで10分休憩します。(15分から再開します。)</p>
教育長	<p>再開いたします。 第13号議案専決処分の承認について、事務局から説明を求めます。</p>

<p>新図書館整備室長</p>	<p>第13号議案専決処分の承認についてでございます。</p> <p>「長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」（仮称）建築主体工事等委託に係る工事委託契約の変更につきまして、平成31年3月定例会市議会への提出議案の原案について、大村市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条の規定によりまして、次ページのとおり専決第4号、専決処分書のとおり専決処分を行ったので、委員会の承認を求めるものでございます。</p> <p>専決処分書の次のページをお願いします。</p> <p>平成31年3月大村市議会定例会の第25号議案でございます。平成28年9月29日開催の大村市議会定例会におきまして締結の議決を受け、その後、平成29年3月22日の大村市議会定例会において変更の議決を受けました、長崎県立・大村市立一体型図書館及び大村市歴史資料館」（仮称）建築主体工事等委託に係る工事委託契約について、契約金額を変更するものでございます。</p> <p>変更前の契約金額は、2,755,883,273円、変更後の契約金額は、2,693,476,228円であり、62,407,045円の減額でございます。</p> <p>次のページの工事委託契約の変更について（第25号議案関係）の資料をお願いします。</p> <p>契約の目的、契約の相手方、竣工期限は記載のとおりでございます。変更理由につきましては、長崎県が発注する工事が完成し、工事費用の実績額が確定したことによりまして、契約金額が減額となるものでございます。</p> <p>その下の表が、平成28年9月議会から本議案までの経過でございます。今回は一番下の行が、減額の議案として上程させていただいたものでございます。2,693,476,228円について県と仮契約いたしまして、これが前回契約との差額が62,407,045円でございます。この分を3月議案に上程させていただきました。説明は以上でございます。ご承認方よろしくお願いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>はい。ただ今、説明がありましたように、第13号議案について、ご質問等ございませんか。</p>
<p>教育長</p>	<p>当初からすると4億ぐらい減っていますね。</p>
<p>新図書館整備室長</p>	<p>はい。そうですね。全体でちょうど4億ぐらいの減額ということになりますね。</p>
<p>教育長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>村川委員</p>	<p>どうして減ったのですか。</p>
<p>教育長</p>	<p>図書館整備室長、具体的に金額が下がった理由を。</p>
<p>新図書館整備室長</p>	<p>はい。この建築主体工事には主に新築工事と電気、空調設備、衛生設備という4工事が主にございまして、その中でも衛生設備工事につきまして、一番最初の契約時点で設計額で契約をしておりましたために、実績で減額となってきたというのが一つの要因でございます。内容は以上です。</p>

教育長	衛生というのは配管、下水工事、給排水…
新図書館整備室長	そうですね。
教育長	ということでございます。質問を終結してよろしいですか。それではご意見等あればお願いします。
教育長	ご意見がなければ、終結いたします。 第13号議案は事務局の原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。
全委員	はい。
教育長	申し訳ありません。専決事項として承認をいたします。ありがとうございました。 続きまして、第14号議案を議題といたします。事務局の説明を求めます。
文化振興課長	<p>第14号議案文化財の指定について、を説明します。</p> <p>大村市文化財保護条例第4条第1項の規定により、次の文化財を大村市指定文化財に指定したいので、教育委員会の審議を求めます。なお、条例第4条第3項で指定するには、あらかじめ大村市文化財審議会の意見を聞くものとなっております。先週3月14日の審議会におきまして、諮りましたら指定するように意見をいただいております。</p> <p>文化財の種類及び名称は、有形文化財、八幡結社の懸仏（はちまんけっしゃのかげほとけ）（御正体）です。では、先に写真資料をご覧ください。一番上のほうは、お花のように広がっている台座の上にのっかっている茶色っぽい暗い感じの色のものが指定文化財の候補となっております。これを懸仏と言います。中段に台座から外した状態の写真が載っておりますが、丸い円盤のようなもの、これは木製なのですが、本来これは銅製の鏡です。そこに仏様をひっつけているという格好になります。神仏習合の中で出てきたもので、鏡が神様、その神様は本地垂迹（ほんちすいじゃく）の中でいったところの、本当の姿、神様の本当の姿はこの仏様ですよということで、阿弥陀如来になりますが、本来銅製の鏡があるんですが、それは失われていまして、江戸時代に木製で代わりに作られたところにくっつけているというようなものになります。その鏡板、板で作ったものの裏には、銘文が彫られています。非常に小さな仏様、15センチ程の高さのものになっております。</p> <p>次に調書をお開きください。上の方から説明いたします。種類名称につきましては、先程申し上げたものです。御正体というのは先程言いましたように、正体、本地っていうのはという意味で、御正体、本当の正体、仏様の意味になります。所在地は、重井田町、野岳湖のですね、サーキット場がありますが、あのちょっと裏のほうになります。そちらにある八幡結社さんの持ち物です。所有者を書いております。形状としましては銅製の仏像及び木製の鏡面、仏像が高さ15センチ、幅5センチ、奥行が13.6ミリ、鏡面で直径400ミリというようなものになります。由</p>

	<p>来としましては、この日蓮宗の八幡結社に代々伝わるものなので、八幡結社というのが前身は黒丸町の八幡（やはた）、海岸の方ですね。耐火があるあたりですけれども、今でも小さな神社があります、そこになります。昭和18年に国に接收され、大川田町に移りまして、その後さらに昭和34年に現在地の重井田町に移転したと聞いております。それから、この木製の鏡面ですけれども、この裏面に書いてあること、その前に仏様ですね、鑑定してもらったところ、鎌倉時代という非常に古いものになります。鏡面の裏にですね、万治2年、1650年の年紀を持つ墨書があります。これがもともと八幡宮の阿弥陀如来であること、八幡宮がキリシタンの焼き討ち、純忠の時代にキリシタンの焼き討ちがありますが、この時に阿金（あごん）さんというお坊さんがですね、純忠からあなたも改宗しなさいと勧められたのですが、それを嫌って嬉野に仏像を持って逃げたと書いてあります。4代藩主の純長の時に、寺社の復興がありますが、その時に持って帰ってきたと、その時に八幡宮を作ったと。そのご本尊としたという云われが書かれております。指定の理由としましては、鎌倉時代の後期の、この金剛仏は大村では最古のものとなります。非常に上品で精巧な加工が施されており、高度な技術がうかがえるものとなっております。特に、鏡面の墨書内容が大村の特殊な歴史を物語る文化財として高い価値を有すると認められます。こうした理由から市の有形文化財に指定して、保存を図りたいと考えております。ご審議よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>はい。これについては、3月14日木曜日の文化財審議会に学識に集まっていたいただいて、検討していただいておりますので、手短に次の分に行きたいと思っております。</p>
教育長	<p>第15号議案も文化財審議会にかけたですもんね。これも併せて申し上げます。</p>
文化振興課長	<p>第15号議案文化財の指定について、を説明します。同じように大村市の指定文化財に指定したいので、審議を求めるものです。</p> <p>文化財の種類及び名称は、有形文化財、阿金法印五輪塔（あごんほうりんごりんとう）ということであげております。</p> <p>まず、写真資料をご覧ください。写真資料には五輪塔、墓石が載っております。一番上のところでいきますと、少し奥にある、人の前にあるのが、この阿金さんの五輪塔になります。中段のほうをご覧ください。中段左のほうをご覧ください。一番下の台座はいま今のコンクリートの台座ですけれども、その下から四角いものと球形のものと角が生えたようなものとそれからペンのようなものがひっついておりますが、これを組み合わせるところが五輪塔という、お墓の形式になります。この一番下の台座のところ、法印阿金ということが書いてあるのと、年代が書いておまして、そのあたりの没年が書いてありますが、紙資料にあるものと一致するものになっております。ちなみに、この五輪塔ですが、下の二つ、球形の四角いものと球形のものまでが本物、阿金さん</p>

	<p>の当時のもので、そこから上のもの、二つは別の墓石のものを組み合わせているものですので、この中では本物は二つになりますが、一体として指定をお願いするものです。調書のほうをお願いします。名称が先程申し上げましたように阿金法印五輪塔と読みます。所在地は懸仏さんと同じ八幡結社になっております。この阿金さんというのは先程申しましたような嬉野に仏像を持って逃げたかたで、戦国時代のお坊さんですけれども、純忠の軍師でもあり、非常に優秀な軍師でかわいがられて武人でもありまして、武功をあげている人物です。改宗を嫌いまして、嬉野に逃げたと。慶長10年に嬉野で亡くなっていますので、墓が建てられたということになっております。その没年が、この墓石のものと一致すると。この墓石につきましては、長く所在が不明となっていたんですけれども、八幡結社の現住職のおばあさんが嬉野市内で夢のお告げで見つけたということで、大村市のほうに昭和41年に持ってきたというようなことです。重井田に移ったあとに持ってきた、というようなことで伝わっています。この阿金法印というのが、中世史にかかわる重要な人物の墓石であることが明らかですので、歴史的に高い価値が認められます。そういったことで、市の有形文化財の指定し、保存を図りたいと考えるものです。</p> <p>大村市内はキリシタンの焼き討ちでお寺神社が無くなりまして、貴重な仏像等も無くなったとずっと言われてきていたんですけれども、今回、それを持って逃げてくれたお坊さんのお墓とそれからその実物ですね。被害にぎりぎり逃れて更に江戸時代になってもういっぺん帰ってきたということがですね、証明できる実物というのが極めて稀というところですね、現在世界遺産で言われておりますけれどもそういった中でも非常に大きな価値づけができる、もしかしたら懸仏につきましては将来県指定も狙えるような代物だと考えております。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。</p>
教育長	はい。それでは14号議案と15号議案はですね、併せていきたいと思いますが、ご質問等あればお願いしたいと思ひます。
中嶋委員	この二つとも、歴史上重要なものであるとわかりました。一つはそれがなぜ今までそういうふう指定をされなかったのかということが一つですね。それから、指定をされたらどのように違うのか、今までとね。それをちょっと教えてください。
文化振興課長	はい。指定されていなかったのは、知られていなかったと。こちらの行政のほう知るところではなかったということです。2年前に仏像の専門家が佐賀にいらっしやいまして、そのかたにお寺のほう鑑定を依頼したときに、地元の教育委員会にも立ち会ってくださいと言われて初めて知ることとなった。信者さんは当然ご存じだったんですけど、文化財審議会の会長の久田松さん、副会長の大石先生でさえ、ご存じなかった。本当に埋もれていたものが見つかった、ということでその貴重さにこちら驚きまして、指定するしかないということでお話を投げました。指定をす

	<p>るといふことは、今はお寺の宝物、信者さんの宝物だということですのでけれども、大村の歴史の重要な史料、市民にとっても宝物である、価値を持つということですね、示すことになります。お寺のほうにもそういったことを意識していただくっていうようなこともありますし、今後、これはお寺のほうにも見学者等があったりするでしょうし、そういったことにも対応していただくことにもなりますし、あるいは歴史資料館のほうにも若干の期間でも展示させていただけないかなというようにも今後出てくると思います。</p>
中嶋委員	<p>わかりました。</p>
教育長	<p>他にございませんか。ご質問は終結して、ご意見等あればお願いします。</p>
渡邊委員	<p>この文化財の石ですね、彫られている文字というのは、段々欠けてから見にくくなると思うんですよね。それに対する修復みたいなのは何かされているのでしょうか。保存といいますか。</p>
文化振興課長	<p>残念ながら、そこはないということで。有効な手立てというがなかなか無くてですね。苔が生えたら取るとかそういったようなことを所有者さんにお話しているところです。</p>
渡邊委員	<p>そうですね。掛け軸とかああいう専門にやる修復師のかたがおられるですよ。この間、ちょっとお話を聞いたんですけど。そういったかたは、掛け軸とか古文書とかそういったものは薄く剥がしてからまた裏打ちをして修復をしてから見違えるように復活するみたいなんですけど、石の場合はどうなのかなと。何か保存するようなのがあればいいなあとと思うんですけども。そうですね。段々欠けていくんですよ。風化してからですね。何か石をするような技術があるんでしょうね。</p>
文化振興課長	<p>文面につきましては、拓本といいまして、紙の上に墨を使って文字を残しています。物理的にする方法として、屋根をかけるっていうことですね。屋根をかけて雨ざらしを防ぐというのはありますので。</p>
渡邊委員	<p>指定されるとそういうのが予算が出る。</p>
文化振興課長	<p>そうですね。予算が出るといいますか、予算を取らないといけません。</p>
教育長	<p>よろしいですか。それでは、第14号議案の文化財の指定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>ご異議ありませんので、原案のとおり決定することとします。</p>
全委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>次に第15号議案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>第15号議案について、原案のとおり決定することとします。</p>

◎自由討論

各委員から中学校と小学校の卒業式の感想と意見が述べられた。

◎協議報告事項

2020年度からの三学期制移行内容について

定例教育委員会開の確認

4月定例教育委員会 4月24日（水） 13時30分から

教育長	これもちまして平成31年3月教育委員会定例会を終了します。16:20
-----	------------------------------------